

全ての被保険者は、全国どこでも保険を扱う病院・診療所（保険医療機関）に被保険者証を提出すれば必要な次の医療を受けられます。

1. 診療
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置、手術、その他の治療
4. 病院、診療所への収容



組合員	3割 (7割給付)
准組合員	3割 (7割給付)
家族	3割 (7割給付) <small>※ただし義務教育就学前までは2割 (8割給付)</small>
70歳～74歳の前期高齢者	① 現役並み所得者 3割 ② ①に該当しない方 2割

70歳～74歳の前期高齢者の負担割合

同一世帯の70歳以上の被保険者のうち、一人でも住民税課税標準額が145万円以上であれば、3割負担となります。ただし、70歳以上の方及び特定同一世帯所属者の収入の合計が一定額未満の場合は、2割負担となります。（その場合、医師国保組合へ届出が必要です。）

※一定額未満とは、下記の場合です。

- ・70歳以上の方が一人の世帯の場合：年収383万円未満
- ・70歳以上の方及び特定同一世帯所属者が二人以上の世帯の場合：年収520万円未満

※特定同一世帯所属者とは、同一世帯に属する後期高齢者です。（後期高齢者に移行する直前まで医師国保組合の被保険者であった方）

※平成27年1月以降に70歳の誕生日を迎える方がいる世帯で、世帯の70歳から74歳までの所得合計額が210万円以下である場合も、2割負担となります。